

令和 6 年度(2024 年度) 熊本市障害者施策推進協議会議事録

○ 日 時

令和 6 年（2024 年）8 月 22 日（木）13 時 30 分～15 時

○ 場 所

熊本市障がい者福祉センター 希望荘 2 階 大ホール

○ 出席委員（順不同）

山野委員（会長）、平川委員（副会長）、植田委員、堅島委員、木下委員、古閑委員、小山委員、高三瀨委員、竹内委員、多門委員、福富委員、松村委員、水田委員、宮田委員、村上委員、山田委員

○ 欠席委員

古城委員、鈴木委員、高田委員、玉垣委員

○ 次第

- 1 開会
- 2 事務局挨拶
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出・副会長指名
- 6 議事
 - (1) 「熊本市障がい者生活プラン」に関する施策の実施状況および取組予定について
 - (2) 第 6 期熊本市障がい福祉計画・第 2 期熊本市障がい児福祉計画の達成状況について
- 7 その他
- 8 閉会

○ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表

- ・ 熊本市障害者施策推進協議会条例
- ・ 質問・意見への回答
- ・ 令和6年度 熊本市特定障害福祉サービス等事業所指定要項
- ・ (資料1) 「熊本市障がい者生活プラン」に関する施策の実施状況等について
- ・ (資料2) 「熊本市障がい者生活プラン」に関する施策の取組予定等について
- ・ (資料3) 第6期熊本市障がい福祉計画 第2期熊本市障がい児福祉計画(達成状況等)
- ・ 熊本市障がい者生活プラン
- ・ 第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画

議事

進行	1 開会 2 事務局挨拶 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 会長選出・副会長指名
山野会長	6 議事 (1)「熊本市障がい者生活プラン」に関する施策の実施状況および取組予定について それでは議事に入らせていただきます。議事の1「熊本市障がい者生活プラン」(以下「プラン」という。)の進捗状況の報告及び取組予定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局からご説明します。 資料の説明に入る前に、資料1と資料2及び、2つのプランの位置づけについて改めてご説明します。 両プランは、障害者基本法に規定されている、市町村障害者計画であり、熊本市の障がい福祉施策に関する基本事項を定めた計画となっております。 資料1の旧プランについては、平成31年度から令和5年度までの5年間の計画であり、昨年度、計画期間が終了しているため、今回はプランの総括を行っております。 資料2の新プランについては、令和6年度から4年間の計画であり、初年度であるため、今年度取り込む内容について、明記をしております。 それでは、資料1をご説明いたします。 このプランは、3つの基本目標、そして9つの分野別施策に基づいて成り立っています。 続いて、2ページをご覧ください。計画の基本目標に対する、最終年度の

	実績値について掲載をしております。まず、基本目標 1、障がいへの理解促進と権利擁護という項目です。一つ目の検証指標である「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」につきましては、目標値 25%に対し、実績値が 34.8%と、目標値を下回る結果となりました。 また、基本目標 3、安心して暮らせる社会体制の整備について、「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思える割合」についても、目標値 50%に対し、実績値が 34.1%となっております。これらにつきましては、大変、大きな課題であると認識しております。 今年度から新たに、策定したプランにおいても、成果目標に掲げており、引き続き取組を進めてまいります。 この点につきましては、松村委員から事前質問を頂いておりますので、後ほど具体的に、お話しいたします。 なお、基本目標 1 の 2 つ目の検証指標である、「障がい者サポーターの登録者数」と基本目標 2、質の高い地域生活の実現の検証指標である、「熊本市障がい者相談支援センターの延利用者数」については、ともに目標値を上回る結果となっております。今後もこれらの取組を進め、自立と共生そして誰もが活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。 続きまして、3 ページをご覧ください。分野別施策の実施状況等について、具体的取組に対する令和 5 年度の実績評価の一覧を記載しております。 評価については、A が「実施」、B が「一部実施」、C が「未実施」という形で評価をしております。全体的には A 評価が多いものの、新型コロナウイルス感染症の影響等で実施ができていない項目については、B または C 評価となっているものもあります。 B、C の評価項目がいくつかあるため、新プランに引き継いでいるものについては、A 評価になるように取組を継続して進めてまいります。 また、A 評価であっても、これからさらに取組を進める必要があるものも、ございますので、今後も着実に進めていきたいと考えております。 それぞれの取組の詳細につきましては、プランの総括として振り返りや今後の方針等について、6 ページ以降に整理をしております。これらの説明については、時間の都合もありますので、ここでは割愛させていただきます。 次に、資料 2 をご説明いたします。 7 ページ以降で、今年度から新たに策定したプランにおける、今年度の取組について記載しております。事前に配付しておりますので、こちらの説明については割愛をさせていただきます。 それでは、委員の皆様から事前に頂いたご質問について、担当課から説明をさせていただきます。※「質問・意見への回答」参照
--	---

山野会長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に関して、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。
宮田委員	熊本市心の障害者家族会の宮田です。 この新しいプランにおいては、社会全体で支える基本的なコンセプトがあると思いますが、前のプランと今回のプランとの大きな違いの一つに、障がい者サポーターの制度の一定の広がりとその充実があります。 障がい者サポーターになった方々の力をどう、このプランに落とし込んで、制度の中で実装していくかということを考えていくべきではないかと思います。 障がい者サポーターになった方々の活用を具体的かつ、連携の内容が細かく分かるような把握の仕方を、せめて我々委員の中では共有したいし、行政の中では、ぜひそれを具体的に落とし込めるような方法を講じてほしいと思います。意見です。
山野会長	ご意見ということで何か今のご意見に対してございますでしょうか。
事務局	障がい福祉課の小山です。 障がい者サポーターの活用の話がメインだったかと思いますが、委員がおっしゃったとおり、前回のプランについての 5 年間で大幅に数が増えております。 1 番の要因は、今まで私たち市の職員が、地域を回って研修を行っていたところを障がい者相談支援センターと連携をしながら、地域へ積極的に入り込み、この取組を進めたところにあります。 一方で、ご指摘のとおり、サポーターの数が増えていったことに伴い、それをどう活用していくかという、新たな課題も出てきているのが現状です。 今回の新しいプランについては、その点も含めて今後、検討を進めてまいりますので、委員の皆様からもアイデア等がございましたら頂けると幸いです。
宮田委員	宮田です。確認できてよかったです。 実は、私も自立訓練事業所での事業を進める中で、障がい者サポーターのような方々を、どうやって組織していくかということについて、2 年間研究、実践をやってきた中では、拠点が必要という結論に至りました。 拠点の中心になるのは、障害者総合支援法のサービス事業所であることが非常に多いと思いますが、拠点機能をどこに持ってもらうかについては、この施策推進協議会や自立支援協議会でも討論してほしいです。 その拠点を複数のネットワークとして、大都市である熊本市の障がい福祉を社会全体で支える、一つの形ができあがっていくと思います。 私はざっと、5 年にかかると思っていますので、今度のプランの 4 年で何

	とか到達ができればいいと思っています。 熊本市の行政も、広く呼びかけて、可能性のある、多様な担い手にネットワークを構成していただきたいです。その際に必要なのは拠点です。 拠点になるという構想を持っていただければいいのではないかと、これは私の経験から申し上げる意見になります。
山野会長	これからの障がい者福祉を考えて重要なポイントかと思えますけれども事務局のほうで何か。今のご意見に対してコメントございますか。
事務局	宮田委員ありがとうございました。 地域の方で、どんどん拠点を作っていく上では、障がい者相談支援センターの中に、地域支援員という地域のコーディネーターの役割をする職員を置いておりますので、そういった地域支援員の集まりの中でも検討してみたいと思います。ありがとうございました。
山野会長	他に、ご意見やご質問等ございますでしょうか。 堅島委員お願いします。
堅島委員	手をつなぐ育成会の堅島です。 私たちも障がいに対する理解をして欲しいと思って、市の出前講座に登録し、「くまぐま隊」という組織を結成し、要望に応じて、学校や夏休み中の学校の先生、民生委員さん等へお話しに行っています。 何か一緒に、取り組みができないかと、いつも思っています。 障がいについて、少しでも理解が広がって、地域や学校の中でも、安心して過ごせるような場所ができたらいいなと思って、細々と活動しています。 親の会ですので、時間も限られていますし、夜はこどもがいるので難しいですが、日中の活動で、何かお役に立つことがあったら、お手伝いしたいと思います。よろしく願いいたします。
山野会長	ありがとうございました。他にご意見はありますか。 松村委員、どうぞ。
松村委員	熊本県自閉スペクトラム症協会の松村です。 個々の質問に関しては、これだけ丁寧にご回答頂きましたので、ぜひ、各委員から出たお話を踏まえながら、一つずつ、進めていただきたいと願うばかりです。 その中で、私ども自閉スペクトラム症協会も発達障がい児・者の本人と親の会という立場から、拠点が必要ですとか、出前講座などのお話が出ましたが、最終的にその当事者さんといかに多くの人たちが出会うか、会った中でその人たちをいかに理解するかが大切だと思います。 支援をするや寄り添うと、よく言いますが、寄り添うためには、本人さんたちのことを正しく理解することが、手前にある気がします。

	理解するため、いろいろな研修や座学も行いますが、最終的にはより多くの当事者の人と直接、会うところが、第一歩と思っています。 我々も、親の会ですが、こどもたちを交えて、多くの市民の方々と出会う場に、出ていくことに取り組みたいと思っています。 行政や、いろんな支援機関の方々をお願いするばかりではなく、我々自身も、その中の一つの当事者団体だという意識を持って、人任せにすることなく一緒に、取り組みを進めて行きたいと思います。 お声かけ頂ければ、できるだけ多くの障がいのある方たちと一緒に、いろんな機会を作っていきたいと思います。 願わくば、いろんな当事者さんたち、あるいはこどもたちも含めて、楽しく触れ合う、気兼ねなく、出会える場を我々からもご提案できればとも思っております。
山野会長	はい、松村委員ありがとうございました。 他に、ご質問等ございますでしょうか。 植田委員どうぞ。
植田委員	ヒューマンネットワーク熊本の植田と申します。 ご質問に回答いただき、ありがとうございます。質問の２番と４番について、もう少しお聞かせください。 まず、４番の回答ですが、特別支援教育の目的を聞いているのではなく、どんなことを具体的に指しているのか、お尋ねしたいです。 例えば、支援学校、支援学級のことだけなのか、あるいは学級支援員や通常学級で学ぶことも含めておっしゃっているのかを教えてください。 質問の２番とも関係しますが、現在、熊本市で支援学校が増えていて、支援学校籍あるいは支援学級籍の方が増えていると思います。 希望されて、支援学校等に行かれるならば、よいのですが、その子たちが、大人になった後、どういう生活を送っていくか、先生方は知らないのではないかと思います。 説明する方々が、支援学校等での生活について、明確なビジョンがないのではないかと感じました。 自分のこどもが将来どうなってほしい、どういう生活を送ってほしいという気持ちは、全ての保護者さんにあると思います。 その中で、実際それぞれが学びの場での生活例を示すことは、その説明会の中で大きな役割を果たせるとは思いますが、いかがでしょうか。 以上、２点質問です。
山野会長	事務局から回答をお願いします。
事務局	事務局の教育委員会から回答させていただきます。

	特別支援教育は、全ての学びの場が対象です。 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級にも、特別な支援を必要としているこども達は、たくさんいます。 その子たちも、自分の学びの場、通常学級の一員として、理解できるような教育を実施する。そのために何らかの支援を行いながら、受けながらも、しっかりと学んでいけるような教育を特別支援教育として、私たちはとらえております。 そのような環境で支援を受けながら、それぞれの児童生徒の自立や社会参加に向けた学びを大切にする教育を特別支援教育と私どもは、とらえているところです。 また、就学説明会については、学びの場の特徴や教育課程、学習内容の話をしっかりとします。それぞれの学びの場の特徴をしっかりと話して、それぞれの学校でも話をしてもらいます。 それでも、十分理解できるかと問われると、確かに難しい部分もあるかもしれません。 入学後に方向性違うなという方々もいらっしゃると思いますので、そういう方については、学びの場を柔軟に検討できるよう、入学後も教育相談を行いながら、学びの場を変えたいという相談も可能として、対応しているところです。
山野会長	植田委員いかがですか。
植田委員	ご回答ありがとうございます。 プランを見て、「障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験」ですとか、「熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合」の数字が伸びない要因の一つとして、学校で障がいのある人と、ともに過ごさないことがあるように思います。 だからこそ、インクルーシブ教育をもって、障がいのある子と一緒に過ごすことで、共生社会の実現を図る目的があると思います。 一方で、支援学校籍、支援学級籍の子が増えているのは、通常学級が学びづらい場所になっているからではないかと思います。 そこに対するサポート等をどのように、改善するかという視点を、もっと取り入れたほうがよいと思うのが1点です。 また、説明会について、いかに学びの場を説明されても、選択として自分の子は、支援学校等に行かなければならないと思うことがあると思います。 柔軟に学びの場を変えるとお話があったのですが、一つ事例をお話します。 数年前のことですが、ある肢体不自由の子が小学校から中学校に上がると

	きに、中学校がバリアフリーではないと、少し迷惑そうに言われてしまい、支援学校の中学部へ進学しました。 その後、小学校時代の友人から、修学旅行へ一緒に行こうと誘われ、支援学校から進学予定だった中学校に戻りたいと希望を持ち始めました。 そこで、進学予定だった中学校に通いたいと申し出ると「障がいが治った訳でもないのに戻すことはできません」と言われました。 この事例が、柔軟なのかというと、私は疑問に思います。 その子は何とか行政と交渉して、進学予定だった中学校へ入れましたが、それにもかなり労力を割かれていました。 何年か前の話なので、今はもっと柔軟になっているならば、よいのですが、どうぞ、本当に柔軟なのかというところを見直してほしいと思います。
山野会長	はい、ありがとうございました。 障がいがある方、そして行政、あるいは、各教育機関、お互いが理解し合いながら、障がいのある方の主体性や、ご要望を最大限尊重できるような仕組みづくりに、さらに取り組んでいかなければならないと思いながら、委員の皆様方の話を伺わせていただきました。ありがとうございました。 時間の都合上、次の議事に移らせていただきます。 続きまして、(2) 第 6 期熊本市障がい福祉計画・第 2 期熊本市障がい児福祉計画の達成状況についての報告に移ります。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。 事務局から資料 3 について、ご説明いたします。 まず、この熊本市障がい福祉計画と、熊本市障がい児福祉計画につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法において、国が定める基本方針に基づき、都道府県、市町村が 3 年ごとに定める計画となっております。 第 6 期熊本市障がい福祉計画、第 2 期熊本市障がい児福祉計画につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間が計画期間でございました。 資料 3 は、令和 5 年度が計画の最終年度であったため、その実績を中心に、計画の達成状況等をまとめたものとなっております。 内容としましては、障がい者数の現状や、令和 5 年度の成果目標に対する実績、障害福祉サービス等の必要量の見込みに対する実績、そして、地域生活支援事業の必要量の見込みに対する、実績等をまとめております。 資料は事前送付しておりますので、個別の説明については、本日は時間の都合上、割愛させていただきます。 内容について、ご意見やご質問等があれば、お願いいたします。 なお、第 7 期熊本市障がい福祉計画、第 3 期熊本市障がい児福祉計画につ

	きましては、事前に配付をさせていただいております。以上です。
山野会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。 はい、平川副会長、お願いします。
平川副会長	16 ページの日中活動サービス量の見込みですが、サービス量の実績が少ない印象を受けました。 方向性として、今、地域移行や施設からの移行を考えていると思いますが、その割には、数が少ないと思います。 要因がありましたら教えていただければと思います。
山野会長	はい、では、事務局から回答をお願いします。
事務局	16 ページの自立訓練の機能訓練のところの令和 5 年度の実績が減っている点でよろしいでしょうか。 こちらは、事業所数が 2 か所から 1 か所に減っているところが、1 番の大きい要因になります。 事業者数が同じであれば、同等の実績になっていると考えております。
山野会長	ありがとうございます。 他に、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。 いかがでございましょうか。 どうぞ、宮田委員。
宮田委員	頂いた資料の 16 ページと 17 ページの生活介護と自立訓練を比べると、生活介護の方が目標値と乖離が少なく、自立訓練の方が目標値との乖離が大きくなっています。 その理由は、本人たちが抱えている、障がいの特性に左右されるところが最も大きく、就労をするには難しい方が自立訓練（生活訓練）に来られるというパターンが最も多いと思います。 報告に出す必要はないと思いますが、市の方では、細かい事業所ごとの障がいの特性に基づいた、数値目標との違い、実績と計画の違い等、しっかり把握しておかれる必要があると思いました。感想です。
山野会長	はい、ありがとうございました。ほか、いかがでございましょうか。 確認したいことがありますので、私から質問させていただきます。 9 ページ、就労支援の話になります。 最近 A 型の事業所の閉鎖が相次いでいると耳にしました。 一般就労を目指す意味で A 型の事業所は、重要と思いますが、熊本市の現状を差し支えない範囲で、教えていただけませんか。
事務局	はい、会長ありがとうございます。

	A型事業所の現状ですが、令和3年度の法改正から、それぞれの事業所の収入で利用者さんへの賃金を支払うという形に変わりました。事業収入の度合いによってスコアが決まり、報酬が支払われる仕組みへと変わったものです。 今回の令和6年度の報酬改定でさらに、事業収入を稼いでいる事業所については加算が高くなり、逆に事業収入が伸びていないところは、厳しい状況になっております。 そういった中で、全国のA型事業所で、事業の継続が難しいような、事業所が出てきているのが実態でございます。 熊本市では、現時点で廃止となった事業所はありませんが、経営的に難しいという声は、実際に出ているところです。 私どもの取組としましては、先日50回を超えましたが、障がい者施設の販売会（おとなりマルシェ）を定期的に、毎月行っています。 また、一社の事業所だけでは、仕事を受けられないところを共同で企業からの委託業務を請け負う仕組み（共同受注の窓口）も用意しております。 本市としては、このような取り組み等により、事業所の事業収入を支援していきたいと考えております。
山野会長	はい、ありがとうございました。 50回以上、障がい者施設の販売会を開催するということは、対面で顔を合わせて情報交換等もする機会があると思いますので、大変厳しい状況だと思えますが、就労支援につきましても、力添えをお願いできればと思います。 ほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。
事務局	では、最後に、事務局から資料の説明とご報告をさせていただきます。 本日、令和6年度熊本市特定障害福祉サービス等事業所指定要領という資料をお配りさせていただいております。 ちょうどA型事業所のお話も出ましたので、あわせて報告をさせていただきます。 今、議論を行ってきました障がい福祉計画、障がい児福祉計画の中では、過去の利用実績の伸び等から、令和6年度、令和7年度、令和8年度の3年間のサービスの見込み量を立てております。 ただし、今日お配りしている資料にある、就労継続支援A型とB型、生活介護、それと児童系のサービスにあたる児童発達支援、放課後等デイサービスについては、障害者総合支援法と児童福祉法の中で、総量規制というものがございます。 この総量規制ですが、この障がい福祉計画の中で定めた、範囲の中で事業所数をどれだけ増やすかというものになります。

	熊本市では、事業所の地域の偏在の解消に向けて、それぞれの区単位で必要な見込みを上回る場合には、新規の事業所の指定を行わないという方針を立てております。 そういったところで、今年度から3か年の事業所の指定の予定として、この内容をホームページに掲載しているところです。 令和6年度については、既に7月中に募集受け付けを終了しておりますので、現在、応募されたところの面談や審査などを行っているところです。 令和7年度以降の募集については、後日、改めて市のホームページ等で、お知らせしますので、関係の事業所等には周知をしていきたいと思っております。ご報告は以上になります。
山野会長	はい、ありがとうございました。 今のご報告に対しまして、何かコメントやご意見等ございますでしょうか。 はい、山田委員、どうぞ。
山田委員	就労移行支援事業所アス・トライの山田と申します。 今ちょうど、総量規制の話がありましたが、私ども普段から障がいのある方の就労について、取り組ませていただき、一般就労へつなげることに日々邁進しています。 例えば、B型の事業所は、資料の18ページのところを見ますと、実績の数字が、平成30年度に比べると令和5年度は事業者数も6割増であり、当然それに伴ってサービス量も増えていく状況は、間違いないと思います。 一方で、一般就労への押し出しといったところを考えると、9ページの就労継続支援B型ですが、移行者数が1桁台であるところは、変わらない現状があります。 一度、B型の利用を始めますと、なかなか一般就労には、押し出せないといった状況が、これからも続いていくのではないかと心配しています。 当然、私の移行支援にもB型からステップアップで「一般就労で働きたい」という希望の方もいらっしゃいますので、今後、これらについて、何か打開策を一緒に、検討する必要があると思います。 当然、就職された方の定着支援も今後、ますます増えてくる訳でございますが、その割には、定着支援事業所の計画と実績の見込みのところに、乖離があるところは、気になります。 あくまでも、個人的な発想でございまして、これどうにかしてくださいという、訴えでも何でもございませんが、何かそういったところのポイントの認識は、必要と思い発言させていただきました。 以上でございます。
山野会長	はい。どうもありがとうございました。

	ほかは、大丈夫でしょうか。 松村委員、どうぞ。
松村委員	先ほど、気づかず、すみません。第 6 期の福祉計画のところの資料で確認させていただきたいのですが、16 ページの日中活動系サービスの見込量の生活介護のところですが、事業所数がずっと 40 余りであったものが、令和 5 年度の実績のところだけ急に 33 と減少しているように見えますが、急に事業所が減ったってということでしょうか。状況が分かれば教えていただきたい。
事務局	確認しましたところ、資料の数字が誤っておりました。大変申し訳ありません。 資料の数字は、生活介護のみを実施している事業所の数となります。 本来は、生活介護のみを実施している事業所に加え、入所施設等で生活介護も実施している施設を加えて計上すべきであり、正しくは 46 となります。昨年までの数字とほとんど同じ状況です。 資料についても、訂正してホームページにアップロードさせていただきます。資料に誤りがあり、申し訳ございません。
高三瀨委員	県の障害者支援課でございます。 今回のこのプラン、そして計画についてですが、私ども県のほうでも同じような策定をさせていただきました。 やはり、十分書き切れなかったところがあります。 熊本市さんも同様だろうなと思ひまして、少しご紹介をさせていただきたいのですが、例えば、最初にありましたこの協議会の質問のところ、2 番の植田委員からありました、当事者や保護者の話を果たして聞いていますかという教育場面の話と、それから 6 番、松村委員のほうから、いわゆる意思決定の支援する人たちをしっかりと養成してほしい、とお話がありましたが、今度の報酬改定で、色濃く出てきたのはまさに、この意思決定支援のところであります。 この源流は、2 年前に国連から発出をされました、障害者権利条約に関する国連の総括所見が端緒になっております。 そこには非常にドラスティックに書いてあります。 日本における成年後見制度を廃止したほうがいいのか、あるいは特別支援教育というの、やめたらいいのではないかなというようなことも書いてあるわけですが、それはそれとして、本人の意思決定支援を徹底しましょうということが書いてあります。 これが、政策誘導としての報酬改定にかなり色濃く反映をされているというところもあります。 私ども県、そして熊本市役所さんも、これから本格的に障がい者の意思決

	定支援というところに取り組まなければならないという自覚がございます。 先ほどのような質問の中で、植田委員や松村委員はこの分野十分ご承知なので、多分そういった意味も含めてこのような、質問をされていると推察をいたします。 そういう意味では、回答については、やや隔靴搔痒感が伴っているのではないかと推測もいたしますが、行政のほうでも、これまでのパターンリズムを中心とした保護者の方々のご意見を中心というところから、当事者の方々の意見の表明権、形成権、そして支援というところで意見表明の実現というところまでサポートしていこうという大きな流れになっているというところではあります。 ぜひ皆さん方にもご紹介をし、行政のほうでもしっかり取り組むというところをお伝えしておきたいと思い発言をさせていただきました。 以上です。
山野会長	ありがとうございました。すごく貴重な意見だったと思います。 意思決定をどのような形で、尊重していくかというところは、これから先大きな取組として、県も市も考えていかなければならないと思います。 ありがとうございました。 ほかは、よろしいでしょうか。 それでは事務局へ、お返しします。
進行	7 閉会